

①退職等により普通徴収(個人納付)にする場合

<異動届出書の記入例①>

給与支払報告  
特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動日の翌月10日までが提出期限となっています。  
(口座振替をご利用の場合は異動のあった月の末日までに提出をお願いします。)

※ 処 理 事 項	年度	年度	年度

××〇〇年 9月 4日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 324-0041 大田原市本町1-4-1	特別徴収義務者指定番号 109876
大田原市長様		名称 株式会社 ○△工業	宛 名 番 号 3	係 給与係 氏名 ○△ 花子 電話 ( 0287 ) 23 - ××××
フリガナ オオタワラ ヨイチ		個人番号 又は法人番号 * * * * *	担 当 者	
給 与 所 得 者	氏名 大田原 与一 (旧姓)	(ア) 特別徴収額 (年税額) 円 195.200	(イ) 徴収済み 徴収済額 円 6 月分から 8 月分まで 49.400	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円 145.800
	生年月日 (和暦) 昭和 57年 3月 7日 生	異 動 年 月 日 〇〇年 8月 31日		
	個人番号	異 動 の 事 由 ①退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.会社倒産 7.住所誤報 8.育児休業 9.その他 a.給与受給者が2名以下 b.他事業所で特別徴収 c.均等割非課税基準所 得以下 d.給与から税額が引きき れない e.給与の支払いが不定 期		
	1月1日の住所 大田原市 湯津上5-1081	1月1日から退職時 までの給与支払額 円 3,200,000	退職手当等 の支払額 円	控除社会保険料 円 290,000
現在の住所 大田原市黒羽田町848	勤続年数 円	◎異動後の(ウ)未徴収税額の徴収方法をABCから選択し該当記号を○で囲んでください。 ◎特別徴収継続の場合は、C欄は空欄のまま新勤務先に回送し、新勤務先で記入してから提出してください。		

事業所について  
記入してください。

異動者の氏名、フリガナ、生年月日を記入してください。  
(姓が変更された場合は旧姓も記入してください。)

賦課期日(1月1日)時点での住所を記入してください。

住所に変更があった場合には、変更後の住所も記入してください。

税額通知書の個人明細に記載されている「特別徴収税額」を年税額として記入してください。

異動者の税額を何月分から何月分まで徴収したかを記入し、その徴収済額の合計を記入してください

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

(ウ)の未徴収税額を個人納付に切り替える場合には、B普通徴収に○をつけてください。

税額通知書に記載されている指定番号と、異動者の個人番号を記入してください。

この届について対応される方の連絡先を記入してください。

1月1日から退職までの給与支払額や社会保険料について、算出できる範囲で記入してください。

異動の事由に○をつけてください。

異動日(退職日等)を記入してください。

**A 一括徴収**  
(ウ)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。  
(退職日が1月1日~4月30日までの場合は残税額を一括徴収することが義務づけられています。)

一括徴収した税額は  
□ 月分で納入します。  
( □ 月 □ 日納期限)

**B 普通徴収**  
(ウ)の未徴収税額を個人納付に切替します。  
(12月31日付の異動まで)

大田原市役所より後日、本人あてに納税通知書をお送りします。

**C 特別徴収継続** 転勤・再就職等により(ウ)の未徴収税額を異動後の新勤務先で引続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号	継続	新規
所在地	〒	
フリガナ		
名称	○△工業	
個人番号 又は法人番号	* * * * *	
電話	係・氏名	

納付額 円を □ 月分( □ 月 □ 日納付期限)から納入します。

納入書の要否 (新規の場合のみ)  
1. 市作成の納入書の送付を希望  
2. 私製の納入書を使用または銀行サービス利用のため不要

②退職等により一括徴収(最後の給与等でまとめて天引き)する場合

<異動届出書の記入例②>

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収  
 特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収  
 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収

◎異動日の翌月10日までが提出期限となっています。  
 (口座振替をご利用の場合は異動のあった月の末日までに提出をお願いします。)

上欄の記入方法については記入例①をご覧ください。

※ 処理事項		年度	年度	年度														
××△△年 2月 26日		〒 324-0041		特別徴収義務者指定番号 109876														
大田原市長様		大田原市本町1-4-1		宛名番号 3														
給与支払者 (特別徴収義務者)		株式会社 ○△工業		担当係 給与係														
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		担当氏名 ○△ 花子														
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		担当電話 (0287) 23 - ××××														
給与所得者	フリガナ	オオタワラ ヨイチ		異動年月日	異動の事由	1月1日から退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額											
	氏名	大田原 与一 (旧姓)						△△年 2月 19日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.会社倒産 7.住所誤報 8.育児休業 9.その他 a.給与受給者が2名以下 b.他事業所で特別徴収 c.均等割非課税基準所得以下 d.給与から税額が引ききれない e.給与の支払いが不定期	円	円							
	生年月日(和暦)	昭和 57年 3月 7日生										特別徴収額(年税額) 円 195.200	徴収済月徴収済額 円 64.800	円	円			
	個人番号															徴収済額合計 円 130.400	円	円
	1月1日の住所	大田原市 湯津上5-1081																
現在の住所	大田原市黒羽田町848		円	円														
電話( ) -																		

◎異動後の(ウ)未徴収税額の徴収方法をABCから選択し該当記号を○で囲んでください。

◎特別徴収継続の場合は、C欄は空欄のまま新勤務先に回送し、新勤務先で記入してから提出してください。

**Ⓐ 一括徴収**  
 (ウ)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。  
 (退職日が1月1日~4月30日までの場合は残税額を一括徴収することが義務づけられています。)

一括徴収した税額は **2** 月分で納入します。  
 ( 3月 11日納期限)

**Ⓑ 普通徴収**  
 (ウ)の未徴収税額を個人納付に切替します。  
 (12月31日付の異動まで)

大田原市役所より後日、本人あてに納税通知書をお送りします。

**Ⓒ 特別徴収継続** 転勤・再就職等により(ウ)の未徴収税額を異動後の新勤務先で引続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号	継続	新規
新特別徴収義務者	〒	
所在地		
フリガナ		
名称	○△工業	
個人番号又は法人番号		
電話	係・氏名	
納付額	円を [ ] 月分( [ ] 月 [ ] 日納付期限)から納入します。	
納入書の要否 (新規の場合のみ)	1. 市作成の納入書の送付を希望 2. 私製の納入書を使用または銀行サービス利用のため不要	

異動後の(ウ)の未徴収税額を一括徴収する場合には、何月分を一括徴収するかを必ず記入してください。

一括徴収する月の徴収総額を記入してください。 2月分月割額(16,200円)、3月分~5月分月割額(16,200円×3ヶ月)  
 ⇒16,200円+48,600円=64,800円 を2月分で徴収

③転勤、再就職等により新勤務先で特別徴収を継続する場合

<異動届出書の記入例③>

給与支払報告  
特別徴収 にかかるとして給与所得者異動届出書

◎異動日の翌月10日までが提出期限となっています。  
(口座振替をご利用の場合は異動のあった月の末日までに提出をお願いします。)

上段の記入方法  
については記入  
例①をご覧ください。

※ 処理 事項		年度	年度	年度
××〇〇年 9月 4日		〒324-0041 大田原市本町1-4-1		特別徴収義務者指定番号 109876
大田原市長様		株式会社 ○△工業		宛名番号 3
給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)		担当者		係 氏名 電話
大田原市長様		係 氏名 電話		給与係 ○△ 花子 (0287) 23 - ××××
フリガナ	オオタワラ ヨイチ	(ア) 特別徴収額 (年税額)	(イ) 徴収済み 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
氏名	大田原 与一 (旧姓)	円 195.200	円 6 月分から 8 月分まで 徴収済額合計 49.400 円	円 145.800
生年月日 (和暦)	昭和 57年 3月 7日 生	異動年月日		異動の事由
個人番号		〇〇年 8月 31日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所誤報 8. 育児休業 9. その他 a. 給与受給者が2名以下 b. 他事業所で特別徴収 c. 均等割非課税基準所 得以下 d. 給与から税額が引きき れない e. 給与の支払いが不定 期
1月1日の住所 大田原市 湯津上5-1081		1月1日から退職時 までの給与支払額		退職手当等 の支払額
現在の住所 大田原市黒羽田町848		控除社会保険料		勤続年数
電話( ) -		290.000 円		

◎異動後の(ウ)未徴収税額の徴収方法をABCから選択し該当記号を○で囲んでください。

◎特別徴収継続の場合は、C欄は空欄のまま新勤務先に回送し、新勤務先で記入してから提出してください。

**A 一括徴収**  
(ウ)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。  
(退職日が1月1日～4月30日までの場合は残税額を一括徴収することが義務づけられています。)

一括徴収した税額は  
□ 月分で納入します。  
( □ 月 □ 日納期限)

**B 普通徴収**  
(ウ)の未徴収税額を個人納付に切替します。  
(12月31日付の異動まで)

大田原市役所より後日、本人あてに納税通知書をお送りします。

**C 特別徴収継続** 転勤・再就職等により(ウ)の未徴収税額を異動後の新勤務先で引続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号	9800	継続	新規
所在地	〒324-0041 大田原市本町1丁目2716番地5		
フリガナ	シカクサンカクコムテン シカクサンカクイチロウ		
名称	□△工務店 □△一郎		
個人番号 又は法人番号			
電話	0287-23-0000	係・氏名	□△ 良子

納付額16.200円を □ 月分(10月 10日納付期限)から納入します。

納入書の要否 (新規の場合のみ)  
1. 市作成の納入書の送付を希望  
2. 私製の納入書を使用または銀行サービス利用のため不要

特別徴収の指定番号を記入してください。新規の場合は空欄のまま提出してください。

新勤務先において、すでに大田原市で特別徴収を実施していれば継続に、してなければ新規に○をつけてください。

新勤務先について記入してください。※フリガナを必ず記入してください。

所在地と特別徴収関係書類の送付先(連絡先)が異なる場合には、欄外にその旨を記載してください。

(ウ)の未徴収税額を新勤務先で特別徴収にする場合には、C特別徴収継続に○をつけてください。

新勤務先に異動後、何月分から特別徴収を開始し、その月割額がいくらになるかを記入してください。(未徴収税額の総額ではなく、月割額を記入してください。不明の場合は空欄のまま提出してください)

新規事業所の場合は、納入書の要否についても選択してください。